

半田市スポーツ推進審議会設置要綱

(目的)

第1条 半田市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）は、半田市スポーツ推進計画に基づき、市民が運動・スポーツ活動により快適に親しむことができるまちづくりを目指して、スポーツ推進に関する事項について調査審議し、建議するために設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) スポーツ団体関係者
- (2) 総合型地域スポーツクラブ関係者
- (3) 教育関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は委員の互選による。
- 3 会長は審議会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長が指名し、会長に事故あるときはこれに代わる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集する。

- 2 審議会が必要と認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 審議会は、公開を原則とする。ただし、会長の判断により一部を非公開とすることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年半田市条例第5号）の規定による。

(事務局)

第8条 審議会の事務局は、教育委員会事務局教育部スポーツ課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。